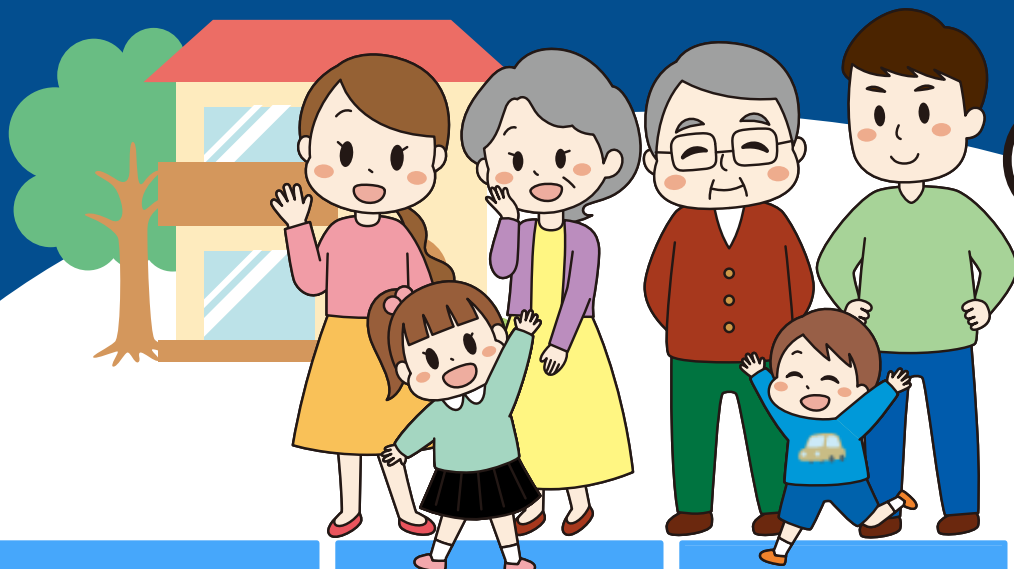


介護に備える

団体ファミリー介護保険

<団体総合生活補償保険（MS&AD型）> のご案内



団体割引

30%[※]

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

保険期間

令和6年8月1日
午前0時から

1年間

申込締切日

6月7日（金）
消印有効

保険料のお引落し

口座引落日
10月28日（月）

一時払

団体損害保険
加入者証の発送時期

9月初旬発送

大切なお知らせ



今年度新たに「要介護2以上補償プラン」を設け、さらに充実した制度に生まれ変わりました！

保険名称が「OB版介護保険W」から「団体ファミリー介護保険」になりました。

「要介護3以上補償プラン」は継続のみのお引受けとなります。

ご加入中の方については要介護2以上補償プランへの変更を、未だご加入いただいていない方についてはこの機会にぜひご加入をご検討ください。

- 保険料につきましては、ご加入いただいた被保険者の年齢分布により毎年見直しをさせていただきます。また、保険料は5才ごとの年齢区分別に定められており、毎年8月1日時点での満年齢に応じた保険料になります。
- 更改加入申込票の印字内容通りで継続される場合、更改加入申込票のご提出は不要です。

＼まとまった一時金が受け取れます！／

介護特約被保険者が一定の要介護状態になり**90日**を超えて継続した場合、
一時金**(100万円・300万円・500万円)**をお支払いします。

- 公的介護保険制度に基づく要介護2（要介護2以上補償プランの場合）または要介護3（要介護3以上補償プランの場合）以上の認定を受けた場合
- 上記以外で引受保険会社所定の状態に該当した場合



ご両親との同居・別居は問いません！

ご本人とご両親、配偶者と配偶者のご両親が
ご加入いただけます！



新規・継続は89才まで可能です！

満**89才以下**（令和6年8月1日時点）の方が、
新規・継続加入できます。

自分や配偶者を産んでくれた大切な“親”。

そんな親の介護に協力はつきものですが、

「身体的負担」「精神的負担」「時間的負担」そして「金銭的負担」。

“団体ファミリー介護保険”なら一時金をお受け取りいただけるので
介護にともなうさまざまな出費に自由に充てていただけます！



		公的介護保険	団体ファミリー介護保険
支給方法		介護サービス利用等の 現物支給 (一部負担金あり)	一時金 (100万・300万・500万)
対象年齢	65才以上	○	○
	40～64才	△ (16種類の特定疾患のみ)	○
	40才未満	×	○

一時金の使い道は自由!

- 家族で負担した初期費用の出費の補填に
- 介護休職で減った収入の補填に
- 公的介護対象外の介護用品の購入やレンタル費用に

保険期間

令和6年8月1日午前0時から令和7年8月1日午後4時まで※
 ※翌年度も引き続きご加入の場合、本加入内容での補償は令和7年7月31日午後12時までとし、翌日午前0時から翌年の加入内容での補償となります。

加入資格者 (お申込人となれる方)

- パナソニックグループをご退職された方
- 保険契約者が加入対象と認める以下の方
 - ・ パナソニックグループ在籍の満60才以上の方
 - ・ 資本関係等が変更となった団体に在籍の方

被保険者本人(*)となれる方の範囲 (加入できる方)

**基本補償被保険者本人(*)となれる方：上記加入資格対象者およびその配偶者
 介護特約被保険者となれる方：上記加入資格対象者およびその配偶者とその両親
 (同居・別居は問わない)**

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

- 令和6年8月1日時点で介護特約被保険者の満年齢が満15才以上満89才以下の方が対象です。

自動継続方式

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)

手続き方法

ご加入内容に変更のない方

加入申込票のご提出は不要です。

ご加入内容の変更をご希望の方

加入申込票に変更内容をご記入いただき、ご署名のうえご提出ください。
 なお、変更の内容によっては告知が必要になる場合がございます。

ご継続されない方

加入申込票の「継続加入しない」へ○印をしていただき、ご署名のうえご提出ください。

- 詳細は7ページをご確認ください。
- 同封の返信用封筒にてパナソニック保険サービスにご提出ください。

団体損害保険 加入者証 兼控除証明書 の発送時期

9月初旬発送

- 三井住友海上火災保険株式会社より発送いたします。
- ※介護補償部分の保険料のみ「介護医療保険料控除」の対象となります。
 傷害後遺障害部分の保険料は対象ではございません。

保険料のお引落し

一時払 口座引落日：10月28日(月)

- 保険料は、(株)シーエスエスを通じてご指定の口座より引落しさせていただきます。
- 通帳への記載は「CSS パナOBホケン」等と表示されます。
- 通帳への印字をもって領収証と代えさせていただきます。パナソニックホールディングス株式会社を契約者とする団体契約のため、加入者さまへの領収証発行は行えません。
- 現金、クレジットカードのお取扱いはできません。

保険金額と保険料

▶ 要介護2以上補償プラン **NEW**

基本補償		介護補償 <small>(※1)</small>				
傷害後遺障害保険金額 <small>(※3)</small>		保険金額 <small>(介護一時金額・親介護一時金額)</small>		100万円	300万円	500万円
10万円		セット名	本人介護 (介護一時金)	セット21	セット22	セット23
			親介護 (親介護一時金)	セット24	セット25	セット26
年払保険料 (年令問わず)	70円	一人あたりの年令別年払保険料 <small>(※2)</small>	15~39才	70円	220円	370円
			40~44才	70円	220円	370円
			45~49才	160円	490円	820円
			50~54才	360円	1,070円	1,790円
			55~59才	840円	2,520円	4,200円
			60~64才	2,120円	6,370円	10,610円
			65~69才	3,800円	11,410円	19,020円
			70~74才	21,260円	63,770円	106,290円
			75~79才	29,320円	87,960円	146,600円
			80~84才	51,750円	155,260円	258,760円
		85~89才	90,510円	271,540円	452,570円	

▶ 要介護3以上補償プラン (旧：OB版介護保険W)

【ご注意】 ●新規ご加入はできません。
●要介護3以上補償プラン内でセットの変更は増額・減額ともにできません。ただし、健康に関する告知に該当し、要介護2以上補償プランへ減額の変更（移行）ができない場合は、別途バナソニック保険サービスへご相談ください。

基本補償		介護補償 <small>(※1)</small>				
傷害後遺障害保険金額 <small>(※3)</small>		保険金額 <small>(介護一時金額・親介護一時金額)</small>		100万円	300万円	500万円
10万円		セット名	本人介護 (介護一時金)	セット31	セット32	セット33
			親介護 (親介護一時金)	セット34	セット35	セット36
年払保険料 (年令問わず)	70円	一人あたりの年令別年払保険料 <small>(※2)</small>	15~39才	70円	200円	330円
			40~44才	70円	200円	330円
			45~49才	140円	420円	710円
			50~54才	300円	890円	1,480円
			55~59才	670円	2,000円	3,330円
			60~64才	1,600円	4,810円	8,010円
			65~69才	2,800円	8,390円	13,980円
			70~74才	15,150円	45,440円	75,730円
			75~79才	20,640円	61,930円	103,220円
			80~84才	36,470円	109,410円	182,350円
		85~89才	65,920円	197,750円	329,590円	

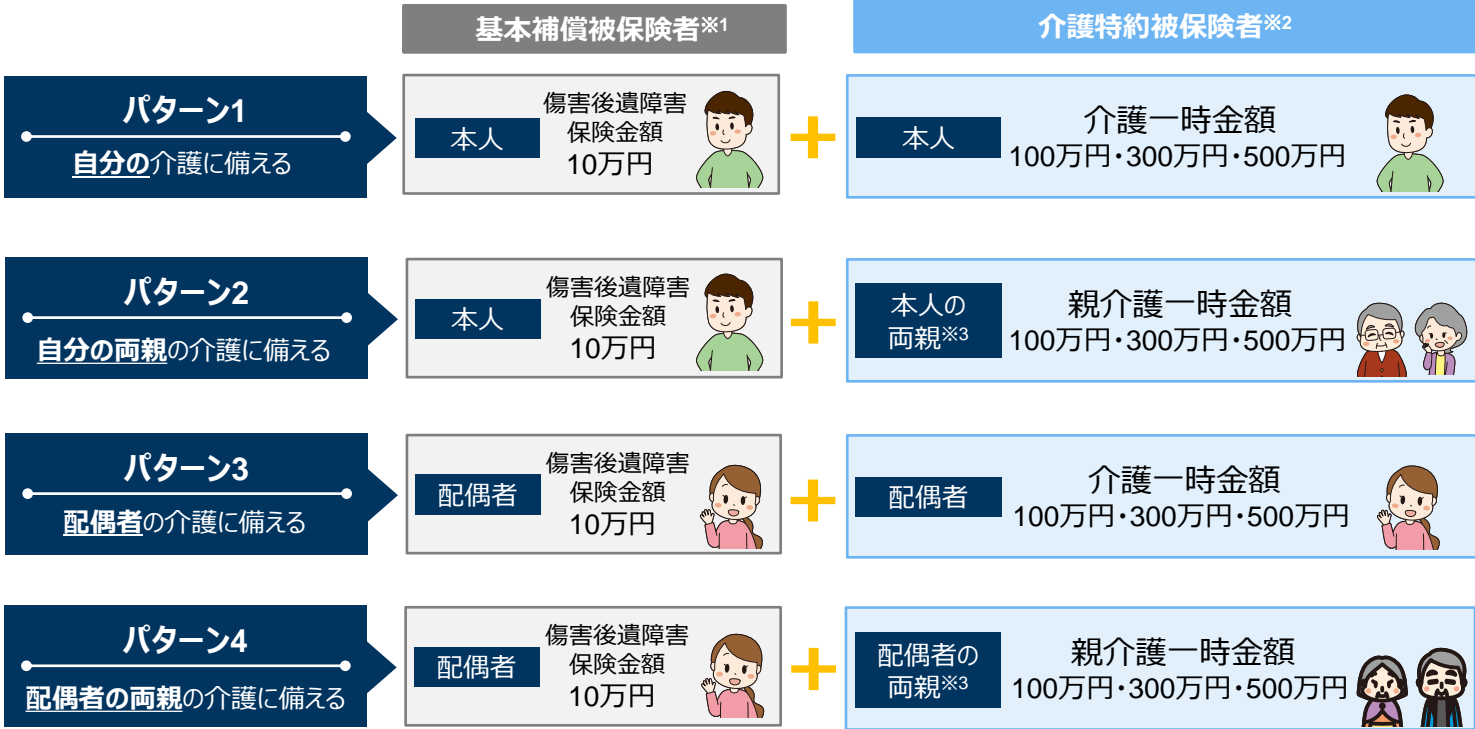
●介護一時金支払特約および親介護一時金支払特約は介護のため一時的に必要な費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。

(※1) ご本人、配偶者はセット21~23・31~33、ご本人または配偶者のご両親はセット24~26・34~36にご加入ください。

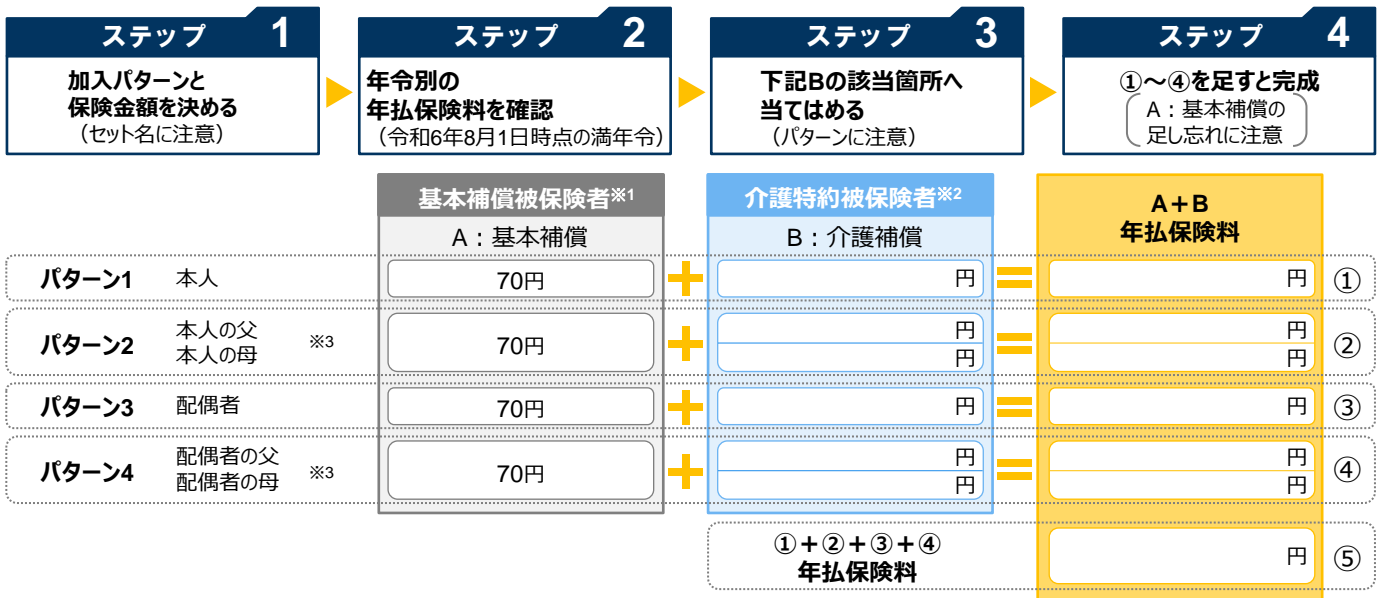
(※2) 年令は介護特約被保険者の保険始期日時点の満年令となります。

(※3) 正式名称は「傷害死亡・後遺障害保険金額」ですが、傷害死亡保険金が補償対象外のため名称を「傷害後遺障害保険金額」としています。

ご加入パターン



保険料の計算方法



※1 基本補償の被保険者になれる方は、本人または配偶者に限ります。
 上記パターンごとに、本人または配偶者の傷害後遺障害保険金額10万円が自動でセットされます。




※2 介護一時金支払特約の被保険者になれる方は、本人または配偶者に限ります。また、親介護一時金支払特約※4の特約被保険者になれる方は本人の両親または配偶者の両親に限ります。

※3 両親のいずれか片方のみでもご加入できます。

※4 両親どちらもご加入の場合、親介護一時金は同額での設定となります。

要介護度の区分と介護に関するデータ

要介護度別の身体状態の目安

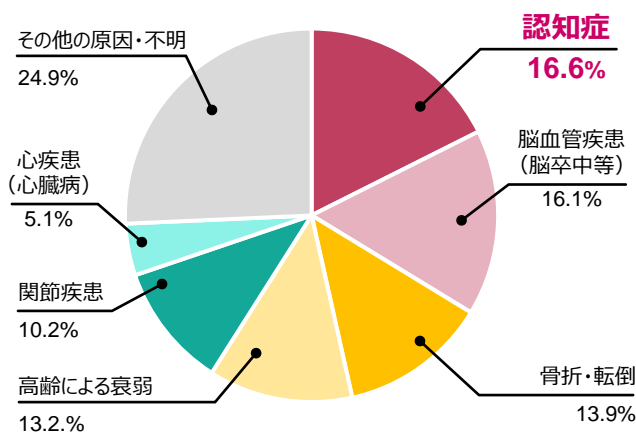
  要介護2以上補償プラン	要支援1 要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支援を必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
	要支援2 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
	要介護1 軽度の介護を必要とする状態 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支援が必要。衣服の着脱は何とかなる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
	要介護2 中等度の介護を必要とする状態 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	要介護3 重度の介護を必要とする状態 食事にとどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
 要介護3以上補償プラン	要介護4 最重度の介護を必要とする状態 食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

出典：公益財団法人 生活保険文化センターHP「ひと目でわかる生活設計情報」（2023年10月現在）をもとに引受保険会社にて作成

データで見る介護のリスク

介護が必要になった主な原因

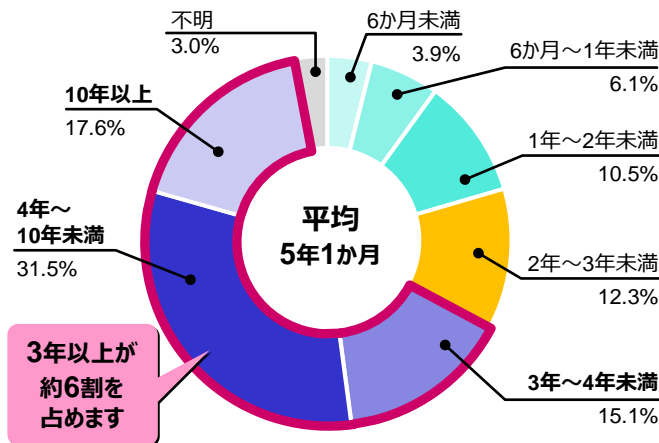
第1位は「認知症」です。脳血管疾患、関節疾患、骨折・転倒などで、介護が必要となるケースもあります。



厚生労働省「国民生活基礎調査」(2022年)

介護に要した期間の割合

介護に要した期間が長期にわたると、経済的な負担も重くのしかかってきます。



公益財団法人 生命保険文化センター
「生命保険に関する全国実態調査」(令和3年度)

介護にかかる費用

一時的にかかる費用
(介護用ベッドの購入など)

平均74万円

毎月かかる費用

平均8.3万円

たとえば...

一時費用

月々の費用

合計

74万円 + 8.3万円 × 5年1か月 = 約580万円

公益財団法人 生命保険文化センター
「生命保険に関する全国実態調査」(令和3年度)



Q.1 「要介護3以上補償プラン」に新規加入できますか？

A 新規加入はできません。令和5年度満期時点で加入中の方のみ継続加入できます。

Q.2 「要介護3以上補償プラン」に加入中です。令和6年度より「要介護2以上補償プラン」に自動切替えされますか？

A 自動切替えされません。「要介護2以上補償プラン」に変更をご希望の場合は健康に関する告知をご回答のうえお手続きください。

Q.3 現在「要介護3以上補償プラン」の一時金500万円セットに加入中です。令和6年度より「要介護3以上補償プラン」の一時金100万円セットに変更できますか？

A いいえ、「要介護3以上補償プラン」内でセットの変更は増額・減額ともにできません。ただし、健康に関する告知に該当し、要介護2以上補償プランへ減額の変更（移行）ができない場合は、別途バナソニック保険サービスへご相談ください。

Q.4 現在「要介護3以上補償プラン」の一時金500万円セットに加入中です。令和6年度より「要介護2以上補償プラン」の一時金100万円セットに変更しますが、健康に関する告知は必要ですか？

A はい、必要です。「要介護3以上補償プラン」から「要介護2以上補償プラン」に変更する場合は一時金が減額になる場合も告知が必要です。

Q.5 現在「要介護3以上補償プラン」に加入中です。一度「要介護2以上補償プラン」に変更した後、再度「要介護3以上補償プラン」に変えることはできますか？

A いいえ、できません。

Q.6 傷害後遺障害保険金はどのような場合に補償されますか？

A 被保険者である本人または配偶者がケガのため、事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合に約款所定の保険金支払割合に応じて保険金をお支払いします。

Q.7 告知したあと保険期間中に病気になった場合、再度告知する必要はありますか？また継続して加入することはできますか？

A 再度の告知は不要です。また、継続してご加入いただけます。

Q.8 保険期間中に補償内容の変更をすることは可能ですか？

A 募集期間を除く保険期間中途でのお申出による補償内容の変更(セットの変更等)はできません。

Q.9 継続した場合、保険料は変わりますか？

A ご継続時の保険開始日(8/1)時点での満年齢による保険料となりますので、満年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、保険料も変更となります。また、保険料は、加入いただいた被保険者の年齢分布により毎年見直しますので、必ず毎年パンフレット等でご確認ください。

Q.10 加入者本人が亡くなりました。配偶者のみでも継続できますか？

A はい。配偶者が被保険者としてご加入いただいている場合に限り、「加入者=配偶者」とする変更手続を行うことにより翌年度以降の継続加入が可能です。また、ご本人のご両親がすでにご加入されている場合については、配偶者が基本補償の被保険者として新たにご加入いただくことでご両親のご継続加入も可能です。

Q.11 払い込んだ保険料は、保険料控除の対象となりますか？

A 介護補償部分の保険料のみ、「介護医療保険料控除」の対象となります。(令和5年12月現在)基本補償部分(傷害後遺障害)の保険料は対象となりません。

既にご加入されている方の手続きの流れ

【ご注意】 ●要介護3以上補償プランに新規ご加入はできません。
 ●要介護3以上補償プラン内でセットの変更は増額・減額ともできません。ただし、健康に関する告知に該当し、要介護2以上補償プランへ減額の変更（移行）ができない場合は、別途バナソニック保険サービスへご相談ください。



そのまま継続

加入内容は
このままで継続したい。
(満89才まで)

加入申込票



加入申込票の提出は
不要です。

告知が必要な場合の 加入内容変更

- ・**要介護2以上補償プランに変更**して継続したい。(満89才まで)
- ・介護特約被保険者を**追加**したい。(満89才まで)

加入申込票



※**健康状況告知書
質問事項回答欄記入要**

加入申込票の提出が
必要です。変更内容のご
記入・ご署名のうえ、ご提出
ください。
健康状況告知書質問事項
回答欄へのご記入が
必要です。

告知が不要な場合の 加入内容変更

- ・介護の被保険者を削除
したい。

加入申込票



加入申込票の提出が
必要です。ご署名のうえ、
ご提出ください。
健康状況告知書質問事項
回答欄へのご記入は
不要です。

継続停止

継続しない

加入申込票



加入申込票の提出が
必要です。ご署名のうえ、
ご提出ください。

申込締切日 6月7日(金)

継続加入 8月1日(木)

継続停止8月1日(木)



団体損害保険加入者証兼控除証明書※

9月初旬発送

継続加入から2か月後



保険料の口座引落日

10月28日(月) ご指定の口座から振替

※ ご加入いただいた後にお届けする団体損害保険加入者証兼控除証明書は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
保険金額（ご契約金額）
保険期間（保険のご契約期間）
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
- または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
- ・被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

団体ファミリー介護保険 <団体総合生活補償保険（MS&AD型）> 健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点をとお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなく継続いただく場合には、あらかじめ健康に関する告知をいただく必要はありません。
(*) 介護一時金額・親介護一時金額の増額、要介護2以上補償プラン（セット21～26）への変更等、補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護 (セット24～26、34～36)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理してご回答（ご記入・ご署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、のご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・パナソニック保険サービス株式会社には告知受領権があり、パナソニック保険サービス株式会社に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・パナソニック保険サービス株式会社への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- ・新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額や補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合は、**ご加入いただけません。**

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	お取扱い
・介護一時金支払特約 本人介護 ・親介護一時金支払特約 親介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時(*)より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入セットを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入セットのご加入時」をいいます。

7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合はパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえ申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

告知が必要となる場合

※同額での継続の場合、ご記入・ご回答は不要です。

①新たに団体ファミリー介護保険に加入される時

②補償を拡大される時

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「介護一時金支払特約」または「親介護一時金支払特約」をセットする加入セットにお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。
- この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、介護を受ける方^{(*)1}（特約被保険者または介護対象者）に現時点の健康状況をご確認のうえご回答ください。^{(*)2} また、ご確認方法を選択してください。
- (*)1 「親介護一時金支払特約」にご加入の場合、基本部分の被保険者の親御様（姻族を含みます。）をいいます。
- (*)2 「親介護一時金支払特約」にご加入の場合は、基本部分の被保険者ご本人が介護を受ける方^{(*)1}を代理して、ご回答いただきます。
- なお、告知時における基本部分の被保険者の年齢が満15才未滿の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。
- 下記質問の回答が「はい」の場合、お引受けできません。ご了承ください。
- 病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

次のいずれかに該当しますか。

- ①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。
 - ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。
 - ③告知日（ご記入日）より過去2年以内に、医師により、下表の「疾病・症状一覧（介護）」記載の病気や症状と診断されたことがある。
- （注）医師より「完治」または「治療・投薬不要」と診断された日から2年経過した場合はご加入いただけます。
ただし、治療の必要がないが、定期的に経過観察（診察・検査）の必要がある場合はお引受けできません。

質問

確認方法

特約被保険者となる方（親御様）へのご確認方法を以下からご選択ください。
（複数に該当する場合は、最も番号の若い（小さい）確認方法に○印をしてください。）
（選択肢）①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④電子メール等、②③以外の通信手段

■ 疾病・症状一覧（介護） ■

脳血管系の病気等	●脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞（脳血栓、脳塞栓、脳軟化）等） ●脳虚血発作（一過性脳虚血発作（TIA）、可逆性虚血性神経障害（RIND）等） ●眼底出血（網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等）をいい、外傷性を除きます） ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形
心臓系の病気等	●虚血性心疾患（狭心症、心筋梗塞、冠不全等） ●不整脈（心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等）をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます） ●心臓弁膜症（僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等） ●心内膜炎 ●心肥大（心室肥大等） ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症（肺梗塞等） ●慢性閉塞性肺疾患（COPD）（肺気腫、慢性気管支炎） ●塵肺（珪肺症、アスベスト肺症等） ●肺線維症 ●気管支喘息（終診した小児喘息を除きます）
腎臓系の病気等	●慢性腎炎（増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等） ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア（感染者）を含みます。
筋・骨格系の病気等	●後遺症の残る骨折（上肢の骨折を除きます） ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	●悪性新生物（がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます） ●脳腫瘍
その他	●糖尿病（インシュリン等の注射剤を投与している場合に限り） ●頭部外傷（後遺障害があると診断された場合に限り） ●膠原病（関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます） ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害（アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます） ・知的障害・発達障害 ^(注) ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病（告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ（ https://www.nanbyou.or.jp ）等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください） （注）具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。

保険の概要

団体ファミリー介護保険 < 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) >

※印を付した用語については、12ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害後遺障害保険 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯り運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事する間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
介護一時金 本人介護 ★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット (【要介護2以上補償プラン】(セット21~23)のみ)	保険期間中に、被保険者(*)が要介護状態(【要介護2以上補償プラン(セット21~23)】の場合は要介護2以上の状態、【要介護3以上補償プラン(セット31~33)】の場合は要介護3以上の状態)※となり、90日を超えて継続した場合 (*) この特約の被保険者として団体損害保険加入者証等に記載された方をいいます。 (注) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入セットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	介護一時金額の全額 (注) 介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯り運転※中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療※を目的として医師※がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ など (注) 保険期間の開始時(*)より前に要介護状態の原因となった事由(**)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(**)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (*1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2) 公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
親一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット (【要介護2以上補償プラン】(セット24~26)のみ)	保険期間中に、特約被保険者(*)が要介護状態(【要介護2以上補償プラン(セット24~26)】の場合は要介護2以上の状態、【要介護3以上補償プラン(セット34~36)】の場合は要介護3以上の状態)※となり、90日を超えて継続した場合 (*) 普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として団体損害保険加入者証等に記載された方をいいます。 (注1) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償する加入セットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2) 特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は13ページの<代理請求人について>をご覧ください。	親介護一時金額の全額 (注) 親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等※の無資格運転、酒気帯り運転※中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療※を目的として医師※がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ など (注) 保険期間の開始時(*)より前に要介護状態の原因となった事由(**)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(**)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (*1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2) 公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

補償対象外となる運動等 / 補償対象外となる職業

補償対象外となる運動等

- 山岳登山 (*1)、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機 (*2) 操縦 (*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 (*4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗
 その他これらに類する危険な運動
- (* 1) ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング (フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。) をいいます。
 (* 2) グライダーおよび飛行船は含みません。
 (* 3) 職務として操縦する場合は含みません。
 (* 4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

- オートテスター (テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手 (競輪選手)、モーターボート (水上オートバイを含みます。) 競争選手、猛獣取扱者 (動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手 (レフリーを含みます。)、力士
 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 (自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
傷害死亡保険金対象外特約 (自動セット)	傷害死亡保険金をお支払いしません。

【※印の用語のご説明】

医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。				
医師	被保険者以外の医師をいいます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>特約名称</th> <th>特約固有の「医師」の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・介護一時金支払特約 ・親介護一時金支払特約</td> <td>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師</td> </tr> </tbody> </table>	特約名称	特約固有の「医師」の範囲	・介護一時金支払特約 ・親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
特約名称	特約固有の「医師」の範囲				
・介護一時金支払特約 ・親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師				
競技等	競技、競争、興行 (*) または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。 (*) いずれもそのための練習を含みます。				
頸 (けい) 部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。				
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状 (*) を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。				
後遺障害	治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。				
公的介護保険制度	介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。				
誤嚥 (えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。				
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。				
酒気帯び運転	道路交通法第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒気帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。				
乗用具	自動車等※、モーターボート (水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーマービル、その他これらに類するものをいいます。				
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。				
治療	医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。				
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。				
病気	被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。				
要介護状態 (要介護2以上の状態または要介護3以上の状態)	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 公的介護保険制度※の第1号被保険者 (65才以上) 【要介護2以上補償プラン (セット21~26)】の場合は要介護2以上、【要介護3以上補償プラン (セット31~36)】の場合は要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態 ② 公的介護保険制度の第2号被保険者 (40才以上65才未満) 【要介護2以上補償プラン (セット21~26)】の場合は要介護2以上、【要介護3以上補償プラン (セット31~36)】の場合は要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病 (初老期における認知症等の16疾病) に該当しない場合は、【要介護2以上補償プラン (セット21~26)】の場合は要介護2以上、【要介護3以上補償プラン (セット31~36)】の場合は要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。 ③ 公的介護保険制度の被保険者以外 (40才未満) 【要介護2以上補償プラン (セット21~26)】の場合は要介護2以上、【要介護3以上補償プラン (セット31~36)】の場合は要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態				

■加入申込票の記入事項について

- ・加入申込票に記入された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険契約を解除し（この場合既に払込みいただいた保険料も返還できません。）、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ・ご加入後に記載事項の変更が生じた場合は、事前にパナソニック保険サービス株式会社にご連絡ください。ご通知がないときは、保険金をお支払いできないことがあります。

■割引率について

団体割引30%を適用しています。

■保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

- ・保険金をお支払いする場合に該当したときは、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

<保険金支払いの履行期>

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類（*1）をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（*2）を終えて保険金をお支払いします。（*3）

- （*1） 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
- （*2） 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- （*3） 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書 ・引受保険会社所定の同意書 ・事故原因・損害状況に関する資料 ・引受保険会社所定の診断書
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等） ・診療状況申告書
 - ・公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書 ・死亡診断書 ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

<代理請求人について>

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求することができます。詳細はパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

- （注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」
 ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
 ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
 「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

- ・お支払いする保険金の受取人については、普通保険約款・特約に定めております。

■保険契約者

この保険は、パナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。

被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

この保険は、パナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は保険契約者が有します。

■ご契約の継続について

・この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

・引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

■契約内容登録制度について

お客様の加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

■税法上の取扱い（令和5年12月現在）

- ・払い込んでいただく保険料のうち、介護一時金・親介護一時金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
- （注1） 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。
- （注2） なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■引受保険会社

引受保険会社は三井住友海上火災保険株式会社となります。

■経営破綻した場合等の保険契約者の保護について

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

【ケガの補償】保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【上記以外の補償】保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社またはパナソニック保険サービス株式会社までお問い合わせください。

重要事項のご説明

契約概要のご説明 <団体総合生活補償保険 (MS&AD型) >

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者がパナソニック保険サービス株式会社または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、パナソニック保険サービス株式会社または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

	被保険者（補償の対象者）の範囲
	本人（*）
本人型	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
介護一時金 支払特約 本人介護	本人（*）のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満15才以上満89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
親介護一時金 支払特約 親介護	本人（*）の親（姻族を含みます。2名までを限度とします。）のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満15才以上満89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

（*）加入申込票の被保険者氏名欄記載の方をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険の概要」（11～12ページ）のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額

「保険の概要」（11～12ページ）をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

「保険の概要」（11～12ページ）をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「保険の概要」（11～12ページ）をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、「保険期間」（表紙、2ページ）および加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては「保険金額と保険料」（3ページ）および普通保険約款・特約等にてご確認ください。

- ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年齢等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては「保険金額と保険料」（3ページ）にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

「保険料のお引落し」（表紙、2ページ）をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明 <団体総合生活補償保険 (MS&AD型) >

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者がパナソニック保険サービス株式会社または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、パナソニック保険サービス株式会社または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険はパナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

（1）告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、パナソニック保険サービス株式会社には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①他の保険契約等（*）に関する情報
 - （*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②介護特約被保険者の「生年月日」「年令」
- ③介護特約被保険者の健康に関する告知
 - （注）告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

（2）その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
 - （*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- 保険金受取人について

保険金受取人	・普通保険約款・特約に定めております。
--------	---------------------

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちにパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者によるこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（*）を解約しなければなりません。
 - ① この保険契約（*）の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ ②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（*）の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（*）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

- （*） 保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料は「保険料のお引落し」（表紙、2ページ）記載の方法により払込みください。「保険料のお引落し」（表紙、2ページ）記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

「保険の概要」（11～12ページ）をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

（2）重大事由による解除

- 次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、「保険料のお引落し」（表紙、2ページ）記載の方法により払込みください。「保険料のお引落し」（表紙、2ページ）記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

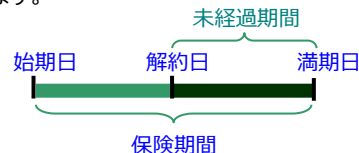
6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。



- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご加入にあたっての注意事項」（13ページ）をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」（9ページ、17ページ）をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」 のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となることがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS&AD型）） をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】

パナソニック保険サービス株式会社
TEL：0570-087-115

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料）

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



万一、事故が起こった場合は

遅滞なくパナソニック保険サービス株式会社または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189（無料）
事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕0570-022-808

- ・受付時間[平日 9：15～17：00（土日・祝日および年末年始を除きます）]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

個人情報の取扱いについて《パナソニック保険サービス》

当社の個人情報に関するお取扱いについて（概要）

パナソニック保険サービス株式会社（以下、「当社」）は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう、従業員等への教育・指導を徹底し、適正な取扱いに取組んでまいります。また、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応し、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

お客さまにおかれましては、下記にご同意のうえ、保険申込みや各種お問い合わせ、あるいはアンケート等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 個人情報取扱事業者名

パナソニック保険サービス株式会社 代表取締役社長 小林 紀明
大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階

2. 個人情報保護管理者

情報システム部 部長 長谷川 裕之

3. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ、公正な手段により個人情報を取得します。なお、電話応対時において、お問い合わせ内容などの正確な把握や電話応対品質向上のために、通話を録音させていただく場合があります。

4. 個人情報の利用目的

〔保険代理店業務に関する情報〕

当社は、下表の損害保険会社、生命保険会社および少額短期保険業者（以下、「各社」）から業務の委託を受けた代理店であり、取得した個人情報を当該業務の遂行に必要な範囲で利用します。また、各社の商品およびこれらに付帯・関連するサービスのご提供のために利用させていただくことがあります。

損害保険会社	生命保険会社	少額短期保険業者
<ul style="list-style-type: none">三井住友海上火災保険株式会社東京海上日動火災保険株式会社損害保険ジャパン株式会社あいおいニッセイ同和損害保険株式会社セコム損害保険株式会社共栄火災海上保険株式会社A I G 損害保険株式会社セゾン自動車火災保険株式会社アクサ損害保険株式会社	<ul style="list-style-type: none">三井住友海上あいおい生命保険株式会社東京海上日動あんしん生命保険株式会社SOMPOひまわり生命保険株式会社アフラック生命保険株式会社	<ul style="list-style-type: none">SBI日本少額短期保険株式会社ジャパン少額短期保険株式会社株式会社justInCase東京海上ミレア少額短期保険株式会社東京海上ウエスト少額短期保険株式会社Mysurance株式会社

各社の個人情報の利用目的は、各社のホームページに記載してあります。

〔通話録音に関する情報〕

- お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認、ならびにご案内、資料発送等を正確に行うためのご連絡先の確認に利用します。
- 電話応対を含む業務品質向上に向けた研修やデータ分析の実施等に利用します。

〔お問い合わせに関する情報〕

お問い合わせに対するご回答に利用します。

以上の範囲で利用し、その他の目的に利用することはありません。上記の利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面等によりご通知し、又はホームページへの掲載などの方法により公表します。

5. 個人データの第三者への提供

当社は、個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。

- 法令に基づく場合
- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を取ることが困難であるとき
- 利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
- 合併その他の理由による事業の承継に伴い、個人情報を提供する場合
- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

また、個人データを第三者に提供した場合、あるいは第三者から取得した場合、法令等で定める場合を除き、提供・取得経緯等の確認を行うとともに、提供先・提供者の氏名等、法令で定める事項を記録し、保管します。

6. 個人情報の委託

当社は、取得した個人情報の取扱いの全部又は一部を、前記「4. 個人情報の利用目的」に必要な範囲において委託することがあります。この場合においても、個人情報保護の体制を整備した委託先を選定し適切な管理をいたします。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、個人情報保護法第2条の3に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報（以下、「センシティブ情報」）を個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

8. 安全管理のために講じた措置

当社は、取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止、その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱い規定等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的達成に必要な正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

9. 個人情報の開示、訂正等のご請求

当社の開示対象個人情報に関する開示、訂正等又は利用停止等に関するご請求につきましては、当社が適切に対応いたします。保険会社等からの委託業務に関わる個人情報につきましては委託元に、団体等に帰属する個人情報につきましては帰属元にお取り次ぎいたします。また、当社の開示対象個人情報とは、採用応募に関する個人データ、安全運転講習会のアンケート等です。なお、開示等の請求等の申出先、様式、請求等の方法、手数料等については、次のURLを参照してください。（<https://panasonic.co.jp/pisj/info/info05.php>）

10. 個人情報提供の任意性

当社への個人情報の提供はあくまで任意です。ただし、個人情報の提供をいただけない場合は、前記「4. 個人情報の利用目的」に記載の業務が当社ではできなくなりますのでご注意ください。

11. 当社に対するご照会、ご相談および苦情について

下記窓口にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ ご相談・苦情窓口	パナソニック保険サービス株式会社 C S 部 〒571-0057 大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階 TEL：06-6906-4573 eメール：pisj_cs@ml.jp.panasonic.com 営業時間：平日 9時～17時30分（土・日・祝日・長期休暇等、当社休業日は除く）
--------------------	---



当社の個人情報の取扱いに関する詳細については、次のURLを参照してください。（<https://panasonic.co.jp/pisj/info/info04.php>）

改定日：2023年8月7日

みなさまの暮らしを応援

生活サポートサービス

ご相談
無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険などにご加入のお客さまとそ
の同居のご家族の方専用サービスです。

* 詳しくは、パナソニック保険サービスまたは引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療

年中無休24時間対応



- 健康・医療相談（医師相談は一部予約制）
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス（各種人間ドック機関紹介等）
- 三大疾病セカンドオピニオン情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談
（医師相談は一部予約制）

介護

年中無休24時間対応



- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

認知症・行方不明時の対応相談

年中無休24時間対応



- 認知症に関する情報提供と悩み相談
- 認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

暮らしの相談

平日14:00~17:00



- 暮らしのトラブル相談（法律相談）
- 暮らしの税務相談 弁護士・税理士との相談は予約制

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、パナソニック保険サービスまたは引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・紹介サービス

平日10:00~17:00



- 子育て相談（12才以下）
- 暮らしの情報提供（冠婚葬祭、ボランティア情報）
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
URL:https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

- サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする団体損害保険加入者証兼控除証明書の案内などをご覧ください。
- 平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。
- お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- 本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- 本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保険金請求に関するお問い合わせ

1 要介護2または3以上の認定を受けられたり一定の要介護状態になられた場合、その内容や状況、程度等をご連絡ください！

三井住友海上火災保険



24時間365日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター 0120-258-189 (無料)

※IP電話等、フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、以下の電話番号にご連絡をお願いします。0476-31-3644 (通話料有料)

お手元に**団体損害保険加入者証兼控除証明書**をご用意ください。

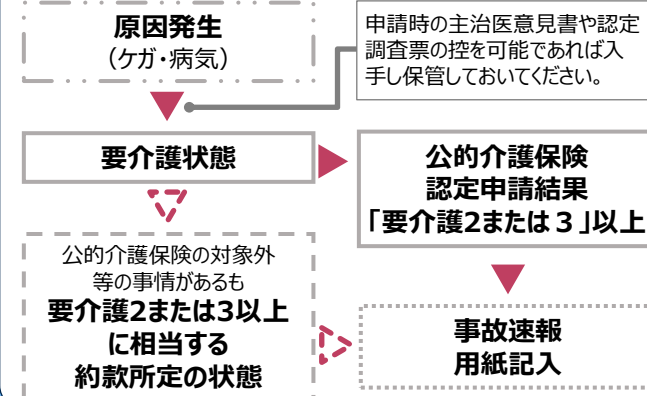
2 ご連絡をいただいた後に、三井住友海上火災保険より「保険金請求書類」を郵送します。

請求書類がお手元に届くまで、2週間程度かかる場合があります。

ご注意

- 要介護状態となったときは、パナソニック保険サービス株式会社または三井住友海上火災保険株式会社に要介護状態の内容をご通知いただけます。介護特約被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が一定の期間を超えて継続したとき、「団体ファミリー介護保険」の支払いの対象となります。
- 介護特約被保険者が保険金をお支払いする場合に該当したときには、介護特約被保険者ご本人（ご本人に請求できない事情がある場合には、「代理請求人」等）に保険金の請求手続きを行っていただけます。（詳細は「代理請求人について」（13ページ）をご参照ください。）
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

事故速報の流れ



パナソニック保険サービス株式会社…お問い合わせ先

保険の内容に関するお問い合わせ

TEL

0570-087-115

事故（請求）に関するお問い合わせ

TEL

06-6906-4573

営業時間：平日9時～17時30分（土・日・祝日・長期休暇等、当社休業日は除く）

※社会情勢・行政からの要請等により、営業時間に変更になる場合がございますのでご了承ください。

取扱代理店

パナソニック保険サービス株式会社

〒571-0057 大阪府門真市元町2番6号 Panasonic XC KADOMA 3階

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 関西企業営業第一部第一課 TEL：06-6233-1561